| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東水路（西水路を除いた横浜航路） | 本牧信号所（北緯三十五度二十六分九秒東経百三十一度四十二分二十秒） | 七十五度、百六十度、二百七十度及び三百四十五度方向に面する信号板による。 | | | | |
| | | 入航船は、入航することができること。 | 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。<br>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。 | Iの文字の点滅 | | |
| | | | 出航船は、出航することができること。<br>長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。<br>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。 | Oの文字の点滅 | | |
| | | | 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入出航船は、東水路外において、入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。<br>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。 | Fの文字の点滅 | | |
| | | | 東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。<br>東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。<br>東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。<br>信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。 | IXの文字及びOの文字の交互点滅 | | |
| | | | 東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。<br>東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。<br>東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。<br>信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。 | OXの文字及びOの文字の交互点滅 | | |

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第二十条の三関係）

| 港の名称 | 航路 | 特定港内の区域 |
|---|---|---|
| 関門 | 関門航路及び関門第二航路 | 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（関門航路及び関門第二航路を除く。）<br>一　部埼灯台から五十六度三十分百六十メートルの地点<br>二　部埼灯台から三百四十七度四百メートルの地点<br>三　部埼灯台から三百六度千六百メートルの地点<br>四　部埼灯台から三百八度千七百二十メートルの地点<br>五　部埼灯台から三百二度二千三百五十メートルの地点<br>六　門司埼灯台から八十九度二千六百三十メートルの地点<br>七　門司埼灯台から百一度三十分千百八十メートルの地点<br>八　門司埼灯台から九十一度七百三十メートルの地点 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。<br>信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。 |
| | | | | 東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。<br>東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。<br>東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。<br>信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。 |
| | | | | 東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。<br>東水路外にある入出航船は、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、西水路から出航しようとする船舶は、出航することができること。<br>信号が、間もなくXの文字の点滅に変わること。 |
| | | | | 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 |